

## 岐阜大学成績評価に関する申合せ

平成 24 年 1 月 17 日  
大学教育委員会制定  
平成 27 年 3 月 20 日  
教学委員会一部改正

(趣旨)

第 1 この申合せは、各学部、各研究科及び教育推進・学生支援機構が実施する授業科目の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(成績評価基準等)

第 2 授業科目の成績評価基準等は以下の表のとおりとする。

評語	評定	判定	評価基準点	成績評価基準等
秀	S	合格	90 点以上	目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果を挙げている。
優	A	合格	80 点以上・90 点未満	目標を十分に達成している。
良	B	合格	70 点以上・80 点未満	目標を概ね達成している。
可	C	合格	60 点以上・70 点未満	目標を最低限達成している。
不可	D	不合格	60 点未満	目標を達成していない。
合格	G	合格	—	一定水準の成績に達している。
不合格	F	不合格	—	一定水準の成績に達していない。
認定	N	認定	—	単位を認定する。
再試験	R	—	—	学部等の取扱いによる。
未履修	X	—	—	学部等の取扱いによる。

第 3 編入学者については、編入学する学年に適用されている成績評価基準に基づき、成績評価を行うものとする。

第 4 転入学者については、転入学する学年に適用されている成績評価基準に基づき、成績評価を行うものとする。

(制度変更)

第 5 第 2 の規定にかかわらず、平成 23 年度以前に入学した者の成績評価のうち、評定が「S」及び「A」の場合の評語は、「優」で表す。

2 第 2 に規定する評語(評定)の「再試験(R)」及び「未履修(X)」については、平成 27 年度開講科目から適用する。ただし、平成 26 年度以前の成績評価における「不可(X)」は、「未履修(X)」で表す。

附 記

この申合せは、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 記

この申合せは、平成 25 年 12 月 1 日から実施する。

附 記

この申合せは、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。